

千葉市新庁舎整備工事

VE 提案実施要領

平成30年8月20日

千葉市

目 次

1 本書の位置づけ	1
2 VE提案に関するスケジュール	1
3 VE提案の目的	1
4 VE提案の範囲	2
5 VE提案書等の提出	2
6 VE提案の審査	2
7 技術提案書及び入札書への反映	3
8 本工事への反映	3
9 費用負担	3
10 責任の所在	3
11 VE提案が実施できない場合	4
12 VE提案内容の保護	4
13 問い合わせ先	4

1 本書の位置づけ

本VE提案実施要領（以下「本要領」という。）は、千葉市（以下「市」という。）が千葉市新庁舎整備工事（以下、本要領において「本工事」という。）の実施において、民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに当たり、入札参加者が技術提案書の提出に先立ち行うVE提案に関し、目的、提案範囲や審査等の事項を定めるものであり、入札参加希望者を対象に交付する入札説明書と一体のものである。

なお、VE提案は、入札参加者の権利であり、VE提案書の提出の有無及びVE提案の採否については入札参加者が備えるべき参加資格要件としない。

2 VE提案に関するスケジュール

VE提案に関するスケジュールは、以下の予定である。

	日程	内容
平成30年度	平成30年8月20日（月）	入札公告（入札説明書等の公表）
	平成30年8月20日（月）～8月31日（金）	質問の受付
	平成30年9月14日（金）	質問回答の公表
	平成30年8月20日（月）～10月1日（月）	入札参加申請期間
	平成30年10月9日（火）	参加資格確認結果の通知
	平成30年10月10日（水）～10月12日（金）	VE提案書の受付
	平成30年11月6日（火）	VE提案審査結果の通知
	平成30年11月8日（木）	VE提案辞退願の提出期限
	平成30年11月13日（火）まで	VE提案辞退願への回答

3 VE提案の目的

VE提案は以下の目的のいずれか、又は複数の目的に合致するものであること。

（1）工事費等の縮減

イニシャルコストの縮減が図られること。又は、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減が図られること。

（2）工期の短縮

本工事の早期完成及び新庁舎の早期供用開始を実現するための工程管理又は施工計画の最適化が図られること。

（3）品質・性能の向上

基本設計コンセプトを踏まえ、更なる品質・性能の向上が図られること。

4 VE提案の範囲

VE提案の範囲は以下の通りとする。

(1) 原則

提案による建物の品質・性能（柔軟性・効率性、利便性・機能性、業務継続性、省エネ性、保全性・メンテナンス性等）が、本件入札において発注者が公表した要求水準書、基本設計図書及び入札説明書等に関する質問への回答書（当該回答書のうち、要求水準書及び基本設計図書に関するものに限る。以下、これらを総称して「要求水準書等」という。）に示された建物の品質・性能と同等以上であると市が判断する場合に限り、要求水準を満たす範囲で要求水準書等に示された建物の品質・性能を改善する提案を認めることとする。

(2) 変更を認めない提案

ア 基本設計図書に示す工期（以下「工期」という。）が延びるもの。

イ 臨港プロムナード（千葉港黒砂台線）に面して低層棟を配置し、みなと公園に面して高層棟を配置する建物形状を変更するもの。

ウ 以下に示す階層構成を変更するもの。

（ア）来庁者利用が多い機能や周辺エリアのまちづくりへの寄与が期待できる2層吹抜けの市民ヴォイド、市民センター、食堂、売店を1、2階に配置する。

（イ）市長室、総務局及び議会機能を近接配置する。また、窓口への来庁者数が多く、業務関連性の高い「都市局」と「建設局」を近接配置する。

（ウ）市の総合防災拠点としての役割を發揮するため、浸水深以上の階に市長室等と危機管理機能を近接配置する。また、災害対応（復旧業務等）の特性に配慮し、都市局と建設局を下層部に配置する。

（エ）議会機能の独立性に配慮し、行政機能との区分を明確化して配置する。また、議会傍聴者・来庁者の利便性に配慮し、低層棟の上層部に配置する。

エ 免震層の位置を基礎免震から変更するもの。

オ 周辺地域、既存庁舎及び竣工後の新庁舎に対して工事中の安全性が低下すると考えられるものや、工事中の騒音、振動などが増加すると考えられるもの。

カ 環境負荷が増大すると考えられるもの。

キ 外観パース及び内観パースに示すイメージ及び基本設計コンセプトを損なうもの。

5 VE提案書等の提出

VE提案を行おうとする入札参加者は、千葉市新庁舎整備工事様式集（以下「様式集」という。）に示すVE提案に関する提出書類について、入札説明書に従い提出することとする。

6 VE提案の審査

(1) 採否の審査

入札参加者から提出されたVE提案書等について、市は千葉市本庁舎整備検討委員会（以下「検討委員会」という。）の意見を踏まえ採否を決定することとする。

VE提案の審査にあたり、入札参加者から提出されたVE提案書等に疑義がある場合に

は、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求めるほか、個別ヒアリングを行い確認することとする。

(2) 審査結果の通知

VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知する。ただし、入札参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係ることなく、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとして、当該入札参加者の承諾を得た内容については、公表することがある。

なお、VE提案審査結果に対する質疑は受け付けない。

7 技術提案書及び入札書への反映

VE提案の採用が認められた入札参加者は、原則として当該VE提案を反映した技術提案書及び入札書を提出するものとする。

その後の検討によりVE提案を取り下げようとする場合は、VE提案辞退願（様式第1号-4）を11月8日（木）までに市に提出するものとする。市が認めた場合に限り辞退可とする。辞退の可否について市は11月13日（火）までに回答する。

VE提案が採用されなかった場合及びVE提案を行わなかった入札参加者は、市が提示した要求水準書等により作成した技術提案書及び入札書を提出するものとする。

なお、入札参加者は、採用が認められなかったVE提案や、事前にVE提案として提出すべきであった内容を、技術提案書及び入札書の提出時に改めて提案したり、追加で提案してはならない。技術提案書及び入札書の提出時に、これらの提案がなされた場合、市は一切評価しない。この場合、入札価格の変更は認めないので、入札参加者は十分注意すること。

8 本工事への反映

本工事を実施するものとして選定された者（以下、「落札者」という。）は、技術提案書又は入札書に反映したVE提案を請負契約締結後、本工事に反映するものとする。

また、それに伴い必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きも落札者が行うものとする。

9 費用負担

VE提案に要する費用は全て入札参加者の負担とする。また、本工事の実施にあたり、VE提案により必要となる許認可及び各種申請等の行政手続きに要する費用は、入札価格に含めるものとする。

10 責任の所在

基本設計図書に関する責任は市及び基本設計者が負担し、VE提案内容、VE提案内容を反映した設計内容及びその影響が及ぶ部分についての責任は落札者が負担する。市が当該V

VE提案の採用を認めることをもって、落札者の責任が軽減又は免除されるものではない。

11 VE提案が実施できない場合

受注者が入札時に技術提案書又は入札書に反映した提案は、すべて契約内容となることから、必ず実施すること。請負契約締結後、技術提案書又は入札書に反映されたVE提案が実施不可能となった場合の定めについては、契約約款又は入札説明書によることとする。

12 VE提案内容の保護

VE提案の内容については、その採否に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、次のとおり保護することとする。

- (1) VE提案の審査結果は、当該VE提案を行った入札参加者に個別に通知し、VE提案審査結果通知書は落札者が決定するまで非公開とする。
- (2) VE提案の審査結果に係わらず、そのVE提案が一般的に使用されている状態であると市が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、市は無償で当該提案を使用できるものとする。
ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- (3) 受注者の技術提案書又は入札書に反映されたVE提案は、本工事に関し、市が無償で使用できるものとする。

13 問い合わせ先

千葉市財政局資産経営部新庁舎整備課 整備班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

電話 043-245-5044

電子メール : shinchosha.FIA@city.chiba.lg.jp